

Title	カール大帝のテスターメントウム
Sub Title	The testamont of Charlemagno
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.1 (1955. 1) ,p.58- 67
JaLC DOI	10.14991/001.19550101-0058
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550101-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カール大帝の

テスタメントウム

宇尾野 久

『全能なる主、神の御名において、父と子及び聖靈の名において、最も光輝ある又最も敬虔なる君主カール・インペラートル・アウグストゥスが、吾等の主イエス・クリストの降誕から八一年目、フランクでその統治の四十三年目、そしてイタリヤでのその統治の卅六年目、また帝國の十一年目、第四回目の通告で、敬虔且つ聰明なる思慮により、この日宮廷で見出されしその財寶や金銭について處置するように決定し且つ神の御恵みによつて完了せる分割と分配(は左の如し)。

それを行うに當り、君主(カール)は、クリスト教の慣習にしたがい、施與の形で (eleemosynarum largitio) その財産の秩序立つた合理的な分配を確保することを欲したのみならず、なおまたとりわけその嗣子たちが、何等の曖昧さもなく、明瞭に彼等に歸屬するものを知りうるように、また彼等の間に

争や紛争なしに公平な分配で配分し得るよう欲せり。

この意向と計畫に従い、金や銀や寶石及び宮廷の裝飾品の形で、上述の如く、この日王室内で見出され得たすべての財寶や調度品を最初に三つに分けることによつて手始めとせり、次いで同部分を細分し、二つ(三分の二)の部分から廿一の部分をつくり、三分の一を完全に保留せり。かつまたこの二つの部分を廿一の部分に分割せるも君主(カール)の王國內に大司教在住都市が廿一あることは周知のところであり、この(廿一)の部分の各々が(カールの)相續者やその友好者たちの手により各大司教在住都市に施物 (eleemosynae [Schenkungen]) の名で交附されるよう、またその際教會の支配者たる大司教がその教會に與えられし部分を受取り、その三分の一が教會のものであり、他の三分の二がその補佐司教たちの間で分配されるが如き方法にてその補佐司教たちと分配に與る如き具合に決定せり。

最初の二つの部分から作られ、且つ大司教在住都市の數廿一に做えること明らかなるこの分け前は、一々別々に分けて封印され、引き渡さるべき都市(名)の上書きを附し秘藏すべし。之等の施與若しくは惠與がなされるべき大司教在住都市の名は左の如し——Roma, Ravenna, Mediolanum, Forum Julii, Gradus, Colonia, Mogontiacus, Juvavum(別々 Salzburg), Treveri, Senones, Vesontio, Lugdunum, Ratumagus, Remi, Arelas, Vienna, Darantasia, Ebrodunum, Burdi-

Gala, Turones, Bituriges.

尙それを完全に留保せんと欲する三分の一は左の次第なり。

上記の分割で配分され又封印される三分の二と異り、この三分の一はいかなる誓約もその義務により、所有者の支配より、奪い去るよう拘束せざる(奪い去り得ざる)財物を含み、その所有主が生きており、その使用を自己に必要と判断する限り、日々の使用に向けらるべし。その者(所有者)の死後、または此世の事物の勝手な放棄(遁世)の後には財産のこの部分は細分により四つに分かたるべし、かくてその四分の一は上述の廿一の部分に追加され、他の四分の一は息子や娘に、またその子等の息子や娘達に引き繼がれ、その者達の間公平にかつ合理的に分割さるべし、第三番目の四分の一は、クリスト教の慣習に従つて貧民に支給され、第四番目の部分は、同じ方法にて、宮廷の御用を勤むる男女の奴婢共に救済を分かち與うる施物の名目にて與えらるべし。

他の三分の二と同様、金や銀から成る財産總額のこの三分の一に對し、王は、青銅や鐵やその他の金屬から成るすべての容器や器具を、武器や衣服や寢臺を圍むカーテン、ガウン、絨毯、フェルト、なめし皮、マンツの如き高價なまた廉價ないろいろな使用にあてられている家具とともに、—それから多くの部分に分ち且つその施物の支給が多くの人々にゆき渡り得るよう—この日王宮でまた衣服庫で發見されたものをいづれも追加するように定めたり。

カール大帝のテスタメントウム

禮拜堂、すなわち、教會奉仕の財産に關しては、君主が自ら齋らし、蒐集せるものも、父からの相續でうけついだしたもの、それらが手をつけられずにおり、また何等分割によつて分けられない(分割の對象にならない)ように決定せり。しかし君主より同禮拜堂に引き渡されざりしこと明白なる容器や圖書や他の裝飾品が發見された場合には、それらを所持せんと欲せる者は正當に評價されし價格を支拂つて、それらを買いうけ且つ所持すべし。

同様に君主が書庫に大量に集めし圖書についてもそれを所持せんと欲する者から公正な價格で (Justo pretio) あながわれ、且つその對價が貧民に支給されるよう決定せり。

爾餘の財寶と富のうち著しい大きさを目方のある銀の三つの表と金の一つの表が在ることは確かなり。之等の表のうちの一つは四角形で、コンスタンチノープル市の見取を表わし、そのために豫定されし他の奉納物とともに至福なる使徒ペテロの宮殿にあてローマに送られ、またその圓形がローマ市の姿をかたどれるも一つの表はラヴェンナの教會の司教(1)に渡さるるようこれらのものにつき決定し且つ命ぜり。かくて結合せる三つのサークルから成る全世界「宇宙」の見取(地圖)が優雅で繊細な表現で描かれ(2)、ほかの點でもまた細工の點で最も美しくかつ目方の點で多くの重さに秀でた(一番目方のある)第三の表と第四のもの(3)と指示された金の表を第三の(部分にして)またその相續人達の間及び施物(の形)に分たるべし。

き部分に増加さるるよう決定せり。このとき居合すことを得、且つ次の署名がなされし司教、修道院長及び伯の面前でこれらの決定と處置を準備し且つ決定せり。

司教 Hildebadus, Richolfus, Arn, Wolfarius, Ber-
noinus, Lairadus, Johannes, Theodulfus, Jesse, Hei-
to, Waltgaudus.⁽⁴⁾

修道院長 Fridugisus, Adalungus, Engilbertus, Irmi-
no.⁽⁵⁾

† Walah, Meginheri, Oulfus, Stephanus, Unru-
cus, Burchardus, Meginhardus, Hatto, Rihwinus, Edo,
Ercangarius, Geroldus, Bero, Hildigeranus, Hroccoltus,
†等(†)君主の嫡子として、聖意によりその後継者
たる Hildowicus (Ludwig) が開覽し、君主(カール)の死
後継ぎるだけ速かに且つ短期間にすべての箇條を熱心に遂行す
るよう心がへん。(6)』

Texte A¹ (la copie du manuscrit 510 de la Biblio-
thèque nationale de Vienne (Autriche)) を底本とし、
Texte A² (la copie du manuscrit 529 de la même biblio-
thèque de Vienne) 及び Texte C (la copie du manu-
scrit latin 10758 de la Bibliothèque nationale de Paris
(p. 305—328 et p. 337—339)⁽⁷⁾) を参照し、Louis Halphen
が編修した“Eginhard, Vie de charlemagne.” 1947 はす
でに定本として屢々引證されているが、冒頭に掲げたシャルマ

ーニユのテスタマンはその第三十三章の主内容を成している。
このテスタマンの日附は上述の如く八一一年となつてゐる。

そのために八一三年に創設されたメトロポール(Narbonne)
にはこのテスタマンは適用されぬこととなるので、Rome,
Ravenna, Milan, Frioul, Grado, Cologne, Mayence,
Salzbourg, Trèves, Sens, Besançon, Lyon, Rouen, Rei-
ms, Arles, Vienne, Talenaise, Embrun, Bordeaux,
Tours, Bourges. の十一のメトロポールに Narbonne を加
えて十二のやねばならぬ。(8)

このテスタマンで指示されている遺産の分配方法は一つの理
想的なモデルであるとともにシャルマーニユの寛大さを誇示す
るものとしてうけとられるがしかし十分の一税に關してもすで
に類似の方法で四分され、その總額の四分の一ずつが desser-
vant, église, évêque, pauvres に分與されていた。(9)しか
し乍らクリスト教の作法が強く前面に出ている點で、たとえそ
れをくつがえすものではなく、且つ亦それに矛盾するものでな
くともサリカ法典の五十九章(De alodis)の規定を其ま踏
襲するといつたものではない。更にまたこのテスタマンでは
Jus hereditarium と従つて言ふ文言はどこにもなく(CL.
nr. 19. K. 134. H. Brunner, D. R. I Bd. S. 106.) 未だ中
世法の形をとつていぬのでザクセン・シュバイゲル第三一六條
の如きものでもなく、この遺言の前書に示されたようにその相
續人たちの間に紛争なく財産の分配を完了するようにとの道徳

的義務の尊敬に對する子供達の面前で行われた説得の意圖があ
るとしても強制的ではない。更にここではその子等への領土や
主權の分割について何等語つていない。このようにクリスト教
の傳習にみちびかれて教會への寛大さと恵みとに充ちた章句は
全く一つの示唆としてまた範例として示されている。(10)この

際アインハルトの性格や生活並びに社會的地位からシャルマー
ニユの財寶を誇示する意圖がひそんでいたとすることは行き過
ぎになるように思われる。「ヴィタ」全體の構成からしてアイ
ンハルトはスイトニッスに鼓吹され、現實にあまり意味をもた
しめぬ否定的な觀察を行い、典據の嚴密性にはあまり關心をも
つていない。尤もこのことはこの當時八—九世紀の人々には一
般的なことであつた。(11)

例えばシャルマーニユがコンスタンチノーブルの皇帝たち
Niceforus, Michael, Leo. から屢々使節の訪問をうけ、こ
れらの皇帝が自發的にその友好と同盟を結ぼうとしたようにの
べている(12)がアルフアンは之に對してこのことは混亂した方
法と不確實な價値の資料でしか認め得ず、アインハルトが正し
く目前のテキストを説明したかは疑わしいとさえ述べている。
しかし乍らこのことから恰もアインハルトがスウェトニユウ
スに導かれつつ神の啓示によつて歴史を塗りつぶしたとするこ
とはできない。

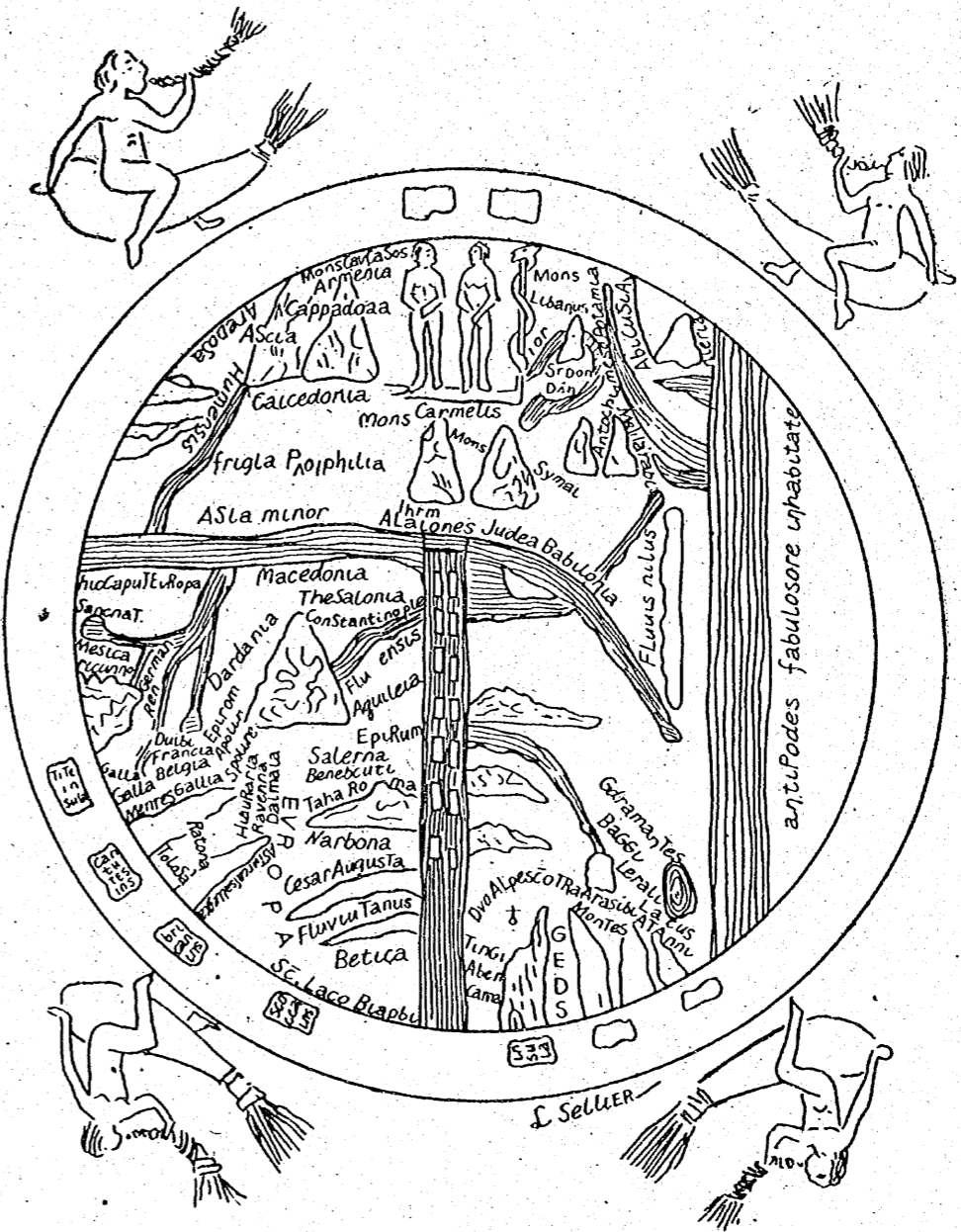
この「ヴィタ」の第十六章は後代がめられてカールの聖地
へのクロワサードの物語りさえ生んでるので特に注意を要す

カール大帝のテスタメントウム

る(16)がしかしこのような事態はむしろシャルマーニユ自身に
對する幻想から發したものであり、アインハルトにその責を負
わすことは行きすぎとならう。

次に掲げた中世的平面地球形圖は、シャルマーニユのテスタ
マン中にみられる世界圖の寫しであるとの理由で、前述の H. W.
Charles Davis, (M. A.) “Charlemagne” の中で引用され
たものであるがその出所が明示されず、單にシャルマーニユの
遺言中で確認されるとの説明だけでは極めて不確實なものと言
わねばならない。

左の圖に現れる『話で住んでいると言われている地球の反對
側に居つて脚底相對する住民』(“antipodes fabulosos
inhabitate”)とは一體何んでもあろうか？ プトレマイオスの
『世界』での『未知の土地』“Terra incognita”の住民に相
當する譯であるがしかし右の地圖はテスタマン中の註(2)(3)で註
記したプトレマイオスの世界圖並びに宇宙圖の何れに對しても
關連性をもたない。ハインリッヒ・ブルシナーの述べるように
ゲルマーネンに知られておらなかつたテスタマンの形式をクリ
スト教文明に媒介されて採用したカロリングのルネッサンス
は、たとえ宮廷、貴族、聖堂を中心とした狭い範圍のものだと
しても七七六年頃の聖職者 Beatus のデザインによる幻想的
な地圖の普及を一時的にせよ阻止していたように思われる。そ
してプトレマイオスのシステムによるより科學的な古代の健康
な思想を恢復した。しかし乍ら左の地圖には何等此様な傾向が



見られず、むしろキリスト教への固定的な考えが表現されている。(附記参照)

さらにまた一體右の地圖がシャルマーニュのテスタマン中の圖表のどれにあたるというのであろうか?

上述の如くテスタマン中の銀の三つの表と金の一つの表は
一、コンスタンチノーブル市の見取がトレースされた四角形の表。

二、ローマ市の姿が描かれた圓形の表。

三、三つのサルで全世界の見取が美しく描かれた表。

四、金の表、であり何れも夫れ自體で完結したものである。右の中で第三表が之に相當するわけであるがこの銀の表について Bertinians がのべている如く之は(一)大地、(二)天界、(三)恆星の世界が一表に集合されたものでなければならぬ。しかるに右の圖表では(一)についてしか表現されておらず、一應ヨーロッパ、アジア、アフリカの三つの圏に象徴的に分離されては居るが他の天界を表徴するものが存在しない。

したがつて之もやはり中世におけるシャルマーニュの“souvenir”(回想)から發したものである。尤もこのことは右に掲げた原圖の作者に對してではなく、シャルマーニュを描き出すことに強く關心をもつたと思われる H. W. Charles Davis が、無條件にこの中世地圖をシャルマーニュのテスタマンに結びつけ、この地圖を“Charlemagne owned a copy of the map and it is reckoned in his will among his

カール大帝のテスタメントウム

principal treasures.”(16) というふうに扱つたことに對して
言わねばならない。

Annals Laurisenses は八〇六年の出來事につき『その三人の』息子たちの間で確立され、維持されるべき平和につき、また彼等の一人一人が知るように、彼等が生き永らえたならばその部分を支え且つ統治せねばならない三つの部分に分かるべき王國の分割につき、争なく完全に、皇帝はフランクの貴顯たちと (Cum primoribus et optimatibus) 集會をもつた。この分割につき遺言がつけられ、またフランクの貴顯たちの誓によつて確認され、平和の確立を保持する誘因が作られ、且つこれらのすべてが文字にしたためられた。そしてそれに副署するようアインハルトによつて教皇レオに使された。(Migne, Ibid., p. 466) と述べている。したがつて八一年のテスタマンは事實上は二回目のものである。つまり八〇六年のこの領土の分治後、三人の息子の長兄のカールは八一年に卅五歳で歿し、またイタリアの王ピピンはその前年卅三歳で歿したので二回目のテスタマンが作られることになつたのであろう。したがつて八一年のテスタマンの日附はアインハルトに大して關心をもたれていないが、彼がこの年の Annales の記事に『とかくするうち、年長に生れた皇帝の息子カルルスは十二月四日に死亡せり。』(Migne, Ibid., p. 476) とあることからその後老齡のシャルマーニュはルドヴィッヒ(ルワイ)を王位繼承者ととして作成したと考えられる。若し息子のカルルスが存命中なら

ばテスタマン中にその名が出る筈だからである。

以上のテスタマンが何故重要視されるのであろうか？ 勿論この中にカロリングの未來に對するカールのペルスベクティヴが潜むと考えられるからである。ことに八〇六年のそれはこのペルスベクティヴに對する大きな礎石になつてゐる。しかし乍らアインハルトの示したものは領土の分割の示唆にすぎずそれ以上に出ない。勿論この三人の中から帝位の繼承者がでる筈であるが、その者が明示されておらず、結果から言つてカールは生涯その帝位を保持したわけであり（これによつて一つの世界としての舊ローマ帝國にみられる如き東西ローマの皇帝の並存は起らず）王國分割の傳統は皇帝權に適用されなかつた。したがつてカールはその息子の誰か一人に帝位を譲ろうと考へていたとカルメットは述べている。(17)

しかし乍らこのような結果論は安易はすぎはしないであらうか？

シャルマーニュが帝位に大した意味を置かなかつたことを別としても(18)八〇〇年の戴冠の當時からすでにヴィザンツに對する空氣はかなり重苦しかつたようである。ルワイ・アルファンによるとアインハルトの「ヴィタ」の廿八章の傳説は、最初は知られておらず、もつと古いテクストには缺けており、ヴィザンツの戴冠に對する反應があらわれたのちに押入されたものであり、この反應はアインハルトにいち早く傳つたようである。(19)

ヴィザンツとの關係がそのような事態であるとすればシャルマーニュはその後イレーネやニケフォロスとの錯雜した關係を調整することに努めた譯であり、無用な摩擦はおそらく出來得る限りさけたであらう。殊に西ヨーロッパへの異邦人(ノルマン・アラブ)の侵寇はかなり激しかつた。事態がそのようであつたとすれば、八二一年のテスタマンでも帝位の繼承は當然明示される筈がなく、これらのテスタマンから王國分治(若しくは Vasallenstaat)の問題を越えて帝位繼承の展望を興えようとするこゝ自體が問題である。八〇六年の王位繼承への展望はカルメットの努力にも拘わらず唯一人の後繼者を見出すという方向ではこのような大きな障壁につき當らざるを得まい。つまりそのような方向での王位繼承はシャルマーニュの戴冠の日からヨーロッパに重くのしかかつた帝位問題と極めて緊密かつデリケートな關連にあつたと思われる。

『王冠の運命、帝冠の運命、どうして人はこのことを考へなかつたのか？』と設問し、(20)八〇六年の王國分治を検討したのち、どこにもその示唆を認め得ぬ結果『シャルマーニュはその生涯を通じて帝權を自分で保持したのだからその子供達の一人にそれを譲るつもりであつたことは全く明白であつた。』(傍點カルメットのイタリック體)と逆推するカルメットの方法が以上のテスタマンの全貌からあらためて検討されねばならない。

カルメット程の碩學が求めて得られぬ證左が「カピトラール」

「ロワヤール・アナル」「テスタマン」(ヴィタ)の何れにも見出し得ぬとすればその方法自體が問題とならう。

カロリングの經濟、政治、文化、聖書の檢討の後で“Les perspectives d'avenir”を興へようとしたカルメットの業績は正にフランス史學の精髓として祝福さるべきであるが無批判な權威への追隨は反省されねばならぬ。そしてそれこそがカルメットの傳へようとするフランス史學の 에스プリではないか？

附記

事情の異なるローマの“The Theodosian Code,” by Clyde Pharr. (Title 19—25) 1952. 並に鐘口勝彦教授“Captatio”「遺産ねらひ」(西洋古典學研究)第一輯は興味深く讀まれる。

尙小島榮次教授の御好意でH. W. Charles Davis の用せる中世平面地球形圖は“T-O map”と呼ばれ前記 Beatus のデキインから發する“The (Beatus) ‘Turin’ map of C. A. D. 1150.”と全く同系統のものであることが判明した。(Beazley, The dawn of modern geography. Vol. II, p. 552—p. 553.) この種の地圖は現在十種類知られており年代的には左の如く九七〇年より一二五〇年を互ひつゝ。

- 1) 970. The work of a copyist named Obeco.
- 2) 1027—1072. ‘St. Sever’ (now in Paris).
- 3) 1047. ‘Madrid’

カール大帝のテスタメントウム

- 4) 1038. ‘Talladolid’
 - 5) 1100. ‘Gerona’
 - 6) 1109. ‘London’
 - 7) 1150. ‘Paris’
 - 8) 1150. ‘Turin’
 - 9) 1208. ‘Osma’
 - 10) 1250. ‘Paris’
- (參) “The ‘Australians’ land of the ‘Fabled Antipodes,’” と歸屬するものは中世の地誌では見當らぬ。(Ibid., p. 570.) の外に Raisz, General Cartography. 1938. Greek, Rome, The middle age. p. 7—27. Chapter II The Renaissance of Maps. Rediscovery of Ptolemy. p. 29. sq.) 及び Bunburg, History of ancient geography. Vol. II. (Chapter XXVIII—VIII. Ptolemy: his geographical system. p. 546—644) が擧げられる。

『註』

- (1) ランバートンの教會史家 Agnellus などの著 “Liber pontificalis ecclesiae Ravennensis,” § 170 (Monumenta Germaniae, Scriptores rerum Langobardicarum, p. 388). の中でルワイ(ルンウマン)敬虔王がその父(カール)の死後、この目方のある銀の表を贈つたことを書きとめてゐる。(ルワイ・アルファンの註)

